

ひたちなか市教育委員会会議録

平成 24 年 第 5 回 ひたちなか市教育委員会 4 月定例会 会議録					
平成 24 年 4 月 11 日		開会 午後 4 時 05 分		閉会 午後 4 時 50 分	
○場 所	那珂湊支所				
○出席委員		委員長職務代理者 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 沓澤 久美子	教育長 木下 正善
○欠席委員	委員長 小田島 俊夫				
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			大内 康弘	出席
	総務課長			岩崎 龍士	出席
	参事（教育担当）			鈴木 清八	出席
	参事兼指導室長			森井 榮治	出席
	施設整備課長			加藤 清二	出席
	学務課長			白石 好浩	出席
	生涯学習課長			小池 勝幸	出席
	中央公民館長			川越 義則	出席
	中央図書館長			大和田 雅一	出席
○事務局員	総務課係長			佐藤 浩之	出席
	総務課主幹			黒澤 一彦	出席
	総務課主事			小野寺 優	出席
○議 事 1 議 案	議案第 16 号	ひたちなか市幼児施設設置協議会委員の任命について【公開】			
	議案第 17 号	ひたちなか市教育研究所教育相談員の委嘱について【公開】			
	議案第 18 号	ひたちなか市放課後子ども教室事業実施要綱制定について【公開】			
	報告第 2 号	市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則について【公開】			

その他 なし

平成24年第4回ひたちなか市
教育委員会4月定例会会議録

開 会	16:05
教 育 次 長	本日は小田島委員長が出席することが出来なくなりました。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12号4項に基づき、委員長職務代行者の石田委員が主宰することになります。 前任者の任期満了に伴い、新しい教育委員が就任されましたので、ご紹介します。沓澤委員、一言ご挨拶願います。 (沓澤委員が挨拶をする)
委員長職務代理者	それでは、議事に入ります。 議案第16号「ひたちなか市幼児施設設置協議会委員の任命について」担当者から説明願います。
総 務 課 長	(資料に基づき説明)
委員長職務代理者	質問、意見等ありますか。
委員長職務代理者	ご意見がなければ、議案第16号について議決を求めます。賛成の委員は挙手願います。 (賛成委員挙手する)
森 井 参 事	本件は賛成多数で議案のとおり可決しました。
委員長職務代理者	次に、議案第17号「ひたちなか市教育研究所教育相談員の委嘱について」担当者より説明願います。
委員長職務代理者	(資料に基づき説明)
森 井 参 事	議案第17号について質問、意見等ありますか。
森 井 参 事	電話相談などは多くあるのですか。
森 井 参 事	保護者に限らず広く窓口を設けているので、多く対応しています。
西 野 委 員	電話相談の時間は決まっているのですか。
森 井 参 事	開設時間は決まっています。開設時間は各学校のパンフレットを通じてPRし、市のホームページでも掲載しています。
委員長職務代理者	ご意見がなければ、議案第17号について承認を求めます賛成の委員は挙手願います。

(賛成委員挙手する)

本件は賛成多数で議案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 18 号「ひたちなか市放課後子ども教室事業実施要綱制定について」担当者より説明願います。

生涯学習課長
委員長職務代理者
委員長職務代理者

(資料に基づき説明)

質問、意見等ありますか。

今どれくらいの子どもたちが、子ども教室事業に参加しているのですか。

生涯学習課長

平成 23 年度では枝川小、高野小、磯崎小で行いました。枝川小では年 6 回、スポーツ活動、高校生会の内容で実施し、参加人数は 183 名の実績でした。

高野小では年 9 回、親子で一緒に参加できる内容で、1392 名の参加でした。高野小のお祭りと合わせて行ったので、参加人数が多くなっております。磯崎小は年 4 回、太鼓の教室等の内容で約 60 名の参加でした。

県の方の委託で行った外野小では年 32 回実施しました。これは NPO 法人の指導で毎週日曜日実施したので 32 回となっています。参加者数は 963 名でした。那珂湊二小は月曜日実施したので 27 回となっています。参加人数は約 1000 人でした。

委員長職務代行者
生涯学習課長

委託の方はずいぶんと参加者が多いですね。

地元から業者の方等に依頼している関係上参加者が多くなっているようです。

沓澤委員

二小は築山クラブの名前で実施していますね。私も昨年から地域のお手伝いとして参加しているのですが、子どもたちの学年の垣根を越えて楽しそうにしている、参加者も学童と違い自由なのでいいと思います。

西野委員
生涯学習課長

放課後、生徒は自由に校庭を使えないのですか。市内には学童と事業の 2 つがあり、どうしても放課後が主体になるため、使用施設の重複が無いよう、学童が室内、事業が体育館や校庭となってい

西 野 委 員
教 育 次 長

委員長職務代行者

岩 崎 課 長
委員長職務代行者

委員長職務代行者

ます。

勝手に遊ぶということは出来ないのですか。

今は集団下校ということもあり、なかなか遊ぶということも無いと思います。そのようなこともあり、放課後に居場所が無い子どものために子ども教室を開くのが目的でした。しかし数年前に子どもを撒き込んだ大きな事件が発生したことにより、放課後に子どもの居場所を確保しようという文科省の政令があります。

ご意見がなければ、議案第 18 号について承認を求めます。賛成の委員は挙手願います。

(賛成委員挙手する)

本件は賛成多数で議案のとおり可決いたしました。

次に報告第 2 号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則について」担当者より説明願います。

(資料に基づき説明)

質問、意見等ありますか。

ご意見がなければ、報告第 2 号について承認を求めます。賛成の委員は挙手願います。

(賛成委員挙手する)

本件は賛成多数で議案のとおり可決いたしました。それでは 4 月定例委員会を閉会いたします。

閉 会 16 : 50